

宮城県精神障害の当事者・家族等の活動支援 及びピアサポート活用事業補助金に関するQ&A

R7. 4. 1更新

1 補助金一般

(1)	補助金の目的は何か
(2)	補助事業者になれるのはどのような者か
(3)	補助事業者になれない場合はあるのか
(4)	団体として法人登録は必要か
(5)	補助率はどれくらいか
(6)	補助限度額はどれくらいか
(7)	補助対象となる経費はなにか
(8)	補助対象事業を複数の団体が共催で実施する場合も申請できるか
(9)	他の補助金の交付を受けているが、対象となるのか
(10)	交付申請の時期と交付時期はいつか
(11)	(障害福祉サービス事業所において)ピアサポーターを養成することを検討しているが、養成に係る経費も補助対象か
(12)	団体には所属せず、個人でピアサポート活動を行っているが対象となるのか
(13)	宮城県内に所在する団体だが、県外での活動も対象となるのか

2 交付対象となる事業（補助事業）

(14)	補助事業はどのようなものか
(15)	補助事業の具体例はあるか

3 補助期間

(16)	補助対象となる期間はいつか
------	---------------

4 交付申請

(17)	物品等の購入は可能か
(18)	既に終了している事業を申請したいが、交付申請書と事業実施報告書の両方の提出が必要か

5 変更申請

(19)	補助事業を中止した場合はどうすればよいか
(20)	どのような場合に変更申請が必要か
(21)	申請した事業の日程が変わった場合はどうすればよいか

6 事業の完了・実施報告

(22)	いつまでに事業を完了させる必要があるか
(23)	事業実施報告時に、様式に記載されている様式以外に必要な資料はあるか
(24)	実際の支払額が交付決定時の金額より増えてしまったが、補助金は増額（変更）してもらえるか
(25)	領収書やレシート等が無い支払いについても補助金の交付は可能か
(26)	本事業のために支払いしたものについてレシートや領収書などの資料をなくしてしまったが、申請できるか
(27)	対象経費の支払いはクレジットカードや電子マネー、二次元バーコードなど、現金以外の方法も可能か

7 補助金交付関係

(28)	補助金はいつ交付されるか
(29)	補助金は申請額全額が交付されるのか

宮城県精神障害の当事者・家族等の活動支援
及びピアサポート活用事業補助金に関するQ&A

R7.4.1更新

1 補助金一般

No.	質問	回答
(1)	補助金の目的は何か	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を推進し、地域共生社会を実現することを目的として、宮城県内の精神障害の当事者・家族等及び民間団体が行うピアサポート活動を支援するものです。
(2)	補助事業者になれるのはどのような者か	県内に所在を置く①ピアサポート活動団体②障害福祉サービス事業所を対象としています。
(3)	補助事業者になれない場合はあるのか	①暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等②県税に未納がある者は対象外です。
(4)	団体として法人登録は必要か	法人登録の有無は問いませんが、法人登録を行っていない団体については、交付要綱第6第1項による申請時には、団体の定款等を提出をお願いします。
(5)	補助率はどれくらいか	補助率は10/10です。
(6)	補助限度額はどれくらいか	1団体（事業所）あたり200千円です。
(7)	補助対象となる経費はなにか	補助対象経費は交付要綱別表（第5関係）に記載のとおりです。 1 報酬、賃金、給料、職員手当等 2 報償費、謝金 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費） 5 食糧費 6 役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料） 7 使用料及び賃借料
(8)	補助対象事業を複数の団体が共催で実施する場合も申請できるか	共催で実施した場合も、交付申請を行うことは可能です。この場合、対象経費について他の共催団体と重複して申請することのないよう注意してください。

(9)	他の補助金の交付を受けているが、対象となるのか	「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金」を活用した補助金の交付を受けている事業または交付申請している事業は対象外となります。また、その他の補助金により補助を受けている対象経費は対象外となります。
-----	-------------------------	---

(10)	交付申請の時期と交付時期はいつか	補助金交付申請にあたり、交付申請者全体の所要額が県の予算の範囲内であるかを確認するため、令和7年5月30日までに所要見込額を提出いただきます。その後、交付申請書を令和7年6月30日までに提出いただきます。 補助金の交付は、事業完了後に事業実施報告を提出していただき、県の審査を経てから支払います。
(11)	(障害福祉サービス事業所において)ピアサポーターを養成することを検討しているが、養成に係る経費も補助対象か	当事者・家族会等が行うピアサポート活動の経費を対象としているため、事業所におけるピアサポーター養成に係る費用は対象としていません。
(12)	団体には所属せず、個人でピアサポート活動を行っているが対象となるのか	本補助金は、ピアサポート活動団体を対象としているため対象外となります。
(13)	宮城県内に所在する団体だが、県外での活動も対象となるのか	宮城県内（仙台市を含む）での活動を対象としています。

2 交付対象となる事業（補助事業）

No.	質問	回答
(14)	補助事業はどのようなものか	交付要綱第4第1号に記載のとおりです。 (1) 当事者・家族等による情報交換会、交流会等 (2) 当事者・家族等による研修会、セミナー等 (3) 当事者・家族等による個別相談支援 (4) 当事者・家族等による精神障害・精神疾患の普及啓発
(15)	補助事業の具体例はあるか	補助事業の具体例は下記のとおりです。 (1)当事者・家族等による情報交換会、交流会等 →当事者・家族等による集い、座談会等 (2)当事者・家族等による研修会、セミナー等 →当事者・家族等による勉強会、シンポジウム等 (3)当事者・家族等による個別相談支援 →当事者・家族等による電話相談等 (4)当事者・家族等による精神障害・精神疾患の普及啓発 →当事者・家族等による啓発ポスター・チラシの作成、地域交流イベント等

3 補助期間

No.	質問	回答
(16)	補助対象となる期間はいつか	補助対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。当該期間であれば、既に実施している事業についても申請可能です。

4 交付申請

No.	質問	回答
(17)	物品等の購入は可能か	物品等の購入は可能です。交付要綱第7第5項に記載のとおり、事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければなりません。
(18)	既に終了している事業を申請したいが、交付申請書と事業実施報告書の両方の提出が必要か	交付申請書と事業実施報告書の両方の提出が必要となります。事業実施報告書の提出は補助金交付決定後にご提出いただきます。

5 変更申請

No.	質問	回答
(19)	補助事業を中止した場合はどうすればよいか	事業を中止または廃止する場合は、様式第7号（中止（廃止）承認申請書）を提出してください。
(20)	どのような場合に変更申請が必要か	下記に該当する場合は事前に変更申請が必要です。 ①補助事業に要する経費全体の20%以上の減額を伴う変更 ②経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の20%以上の経費を流用する変更
(21)	申請した事業の日程が変わった場合はどうすればよいか	交付申請時に提出した事業内容と差異が無い場合、日程等の変更は可能です。ただし、申請した事業内容と異なる事業の場合は認められない場合があります。

6 事業の完了・実施報告

No.	質問	回答
(22)	いつまでに事業を完了させる必要があるか	令和7年度の申請については、令和7年度中に事業が完了するものを対象としています。 (令和7年度以降の繰越は認めていません。)
(23)	事業実施報告時に、様式に記載されている様式以外に必要な資料はあるか	県が報告内容を審査する際に、追加で補助事業の実施状況や成果がわかる資料(パンフレット等)を依頼する場合がありますのでご準備ください。
(24)	実際の支払額が交付決定時の金額より増えてしまったが、補助金は増額(変更)してもらえるか	交付決定後は、原則として増額変更は認めておりません。ただし、実際の支出額が減額する場合には、精算した上で補助金額を確定します。
(25)	領収書やレシート等が無い支払いについても補助金の交付は可能か	
(26)	本事業のために支払いしたもののについてレシートや領収書などの資料をなくしてしまったが、申請できるか	支払いを証明できないものについては、金額にかかわらず申請できません。実施した事業の支払いを証明する書類等については事業実施報告まで大切に保管願います。
(27)	対象経費の支払いはクレジットカードや電子マネー、二次元バーコードなど、現金以外の方法も可能か	対象経費の支払いは、クレジットカードや電子マネー、二次元バーコードなど現金以外の方法も可能です。 この場合も必ずレシートなどの支払いを証明する書類を発行してもらい、事業実施報告書に添付ください。

7 補助金交付関係

No.	質問	回答
(28)	補助金はいつ交付されるか	事業完了後に事業実施報告書を提出していただき、県の審査後に支払います。 ※必要に応じて事業実施報告書提出前の概算払いも可能です。
(29)	補助金は申請額全額が交付されるのか	県の予算の範囲内で交付するため、申請した金額が交付されるとは限りません。